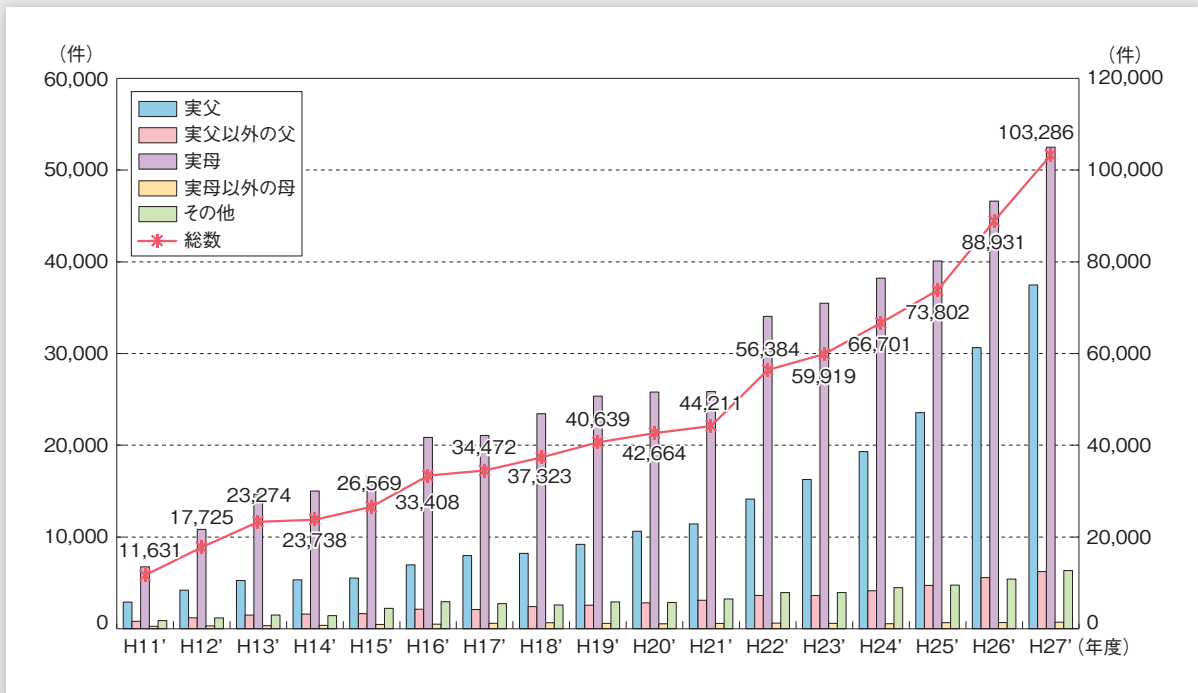


第2-2-7図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳



資料：厚生労働省資料

注：2010年度は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

た。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2015（平成27）年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる、10万3,286件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。（第2-2-7図）

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、2015年12月、第4回子どもの貧困対策会議において、「すくすくサポート・プロジェクト」（「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」からなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称）が決定され、2016（平成28）年3月には、社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、報告（提言）がとりまとめ

られた。

2016年3月には、これらを踏まえ、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を2016年通常国会（第190回国会）に提出、5月に成立、6月に公布された。改正法の円滑な施行に向け、所要の措置を講ずることとしている。（第2-2-8図）

- ・児童相談所及び市町村の体制強化等児童福祉法等の一部改正に伴い、
- ①市町村の体制強化として、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を行うための拠点の整備に努めることとされたほか、調整機関である要保護児童

第2-2-8図 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

資料：厚生労働省資料

対策地域協議会への専門職の配置を義務付け、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないこと

- ②児童相談所の体制強化として、弁護士や児童心理司等の専門職の配置を法律上位置付けるとともに、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないこと

等とされたことを踏まえ、運用に係る検討、予算の確保等、円滑な施行に向けた取組を推進している。

さらに、2016年4月に策定した「児童相談所強化プラン」において、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図ることとしている。

- ・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004

(平成16)年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2016（平成28）年9月には、「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」を取りまとめた。

第12次報告においては、心中以外の虐待死（43例・44人）では、0歳児死亡が最も多く（約6割）、うち月齢0か月が約半数を占めること、実母が抱える問題として「望まない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること、心理的虐待による死亡事例が初めて発生したこと等が特徴として見られた。

・学校による取組

2012（平成24）年3月に、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に通知するなど、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について周知徹底を図っている。

また、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007（平成19）年12月に配布している。

2016（平成28）年6月、児童虐待防止対策として（1）児童虐待の早期発見（2）児童虐待への早期対応（3）関係機関との連携の強化（4）学校等から児童相談所への情報提供（5）学校等の間の情報共有（6）児童虐待等に係る研修の実施を行うことを周知した。また、同年10月、児童虐待の早期発見・早期対応等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間（11月）において（1）児童虐待防止に係る研修の実施（2）学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告（3）関係機関（児童相談所・福祉事務所）との連携強化のための情報共有（4）家庭に対する支援等の取組を実施することを要請した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

社会的養護の充実

社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子供を中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子供や何らかの障害のある子供への支援を行う施策へと役割が変化しており、一人一人の子供をきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

こうした中、厚生労働省はこれまで、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で2011（平成23）年に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、里親等への委託の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子供の権利擁護などを進めてきた。さらに2016（平成28）年5月には、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立した。これを踏まえ、新たな社会的養護の在り方を検討することとしている。

家庭養護及び家庭的養護の推進

保護者のいない子供や、虐待を受けた子供など、社会的養護が必要な子供は、温かく安定した家庭の中で養育されることが重要である。

このため、2011（平成23）年3月には、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を推進してきた。里親等委託率を伸ばしている地方公共団体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会の開催や、市町村と連携した広報、特定非営利活動法人や市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。また、児童養護施設等における施設養護についても施設の小規模化・地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。このため、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、2015（平成27）年度から2029（平成41）年度末までの15年間に、児童養護施設等の小規模化

を図るとともに、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれ概ね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定し、計画に基づいた施設の小規模化・地域分散化への取組が開始されている。

さらに2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、国及び地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」で継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされた。これを踏まえ、今後更なる家庭養護の推進を図ることとしている。

施設退所児童等の自立支援策の推進

社会的養護の下で育った子供は、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子供たちの個々の状況に応じて必要な支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。このため、2009（平成21）年改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2007（平成19）年度から、施設等を退所する子供等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られないため、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施するとともに、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意

見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

2015（平成27）年12月には「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定し、家賃相当額や生活費の貸付を行う事で安定した生活基盤を築くために「児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業」を創設するなど、児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するための取組を実施している。

さらに、2016（平成28）年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、大学等に通っている自立援助ホーム入居者について、22歳の年度末までの間、引き続き自立援助ホームに入居し続けることができることとされるなど、自立支援の充実を図ることとしている。

被措置児童等虐待の防止

施設等に措置された被措置児童等への虐待があった場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応が必要となる。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みを整備した。また、同年、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、都道府県の関係部局の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することや、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、被措置児童等への周知や子供の権利についての学習機会の確保を図ること等について、都道府県等に対し具体的に示したところである。

社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設における第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととされた。これを受け、2011（平成23）年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

2012（平成24）年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、社会的養護関係施設第三者評価の評価基準を策定した。

また、2014（平成26）年度には、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるよう、評価基準の見直しを行った。

さらに、2015（平成27）年度予算には、虐待を受けた子供等をより家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行ったところであり、引き続き施設機能の充実を進めていくこととしている。

（障害のある子供等への支援）

共生社会の実現

障害のある子供への支援に関して、障害者に関するもっとも基本的な法律である「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、その年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子供が可能な限りその身近な場所において療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んでいる。また、政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し

合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」に沿った施策の総合的かつ計画的な推進を図っているが、2013年（平成25）年9月には、2011（平成23）年7月成立の改正障害者基本法により内閣府に設置された障害者政策委員会の意見等を踏まえ、2017（平成29）年度までの概ね5年間を対象とする第3次障害者基本計画を策定した。この中で、教育については、インクルーシブ教育システムを構築することや、療育については、障害児支援の充実などを盛り込んでいる。

さらに2013年6月、共生社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立した。2015（平成27）年2月には、障害者政策委員会でのヒアリングや議論等を経て、障害者差別解消法に基づく政府の施策の基本的な方向を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定した。

この基本方針には、障害のある子供には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する旨や、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する旨が盛り込まれている。

2016（平成28）年4月から障害者差別解消法は施行され、行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害者差別の解消に向けた取組が行われている。

障害のある子供の保育等

障害のある子供については、保育所での受入れを促進するため、1974（昭和49）年度より、障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきたが、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における

障害のある子供の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003（平成15）年度より一般財源化し、2007（平成19）年度より、地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害児に広げる等の拡充をしている（2014（平成26）年度実施か所数：1万5,429か所、対象児童5万6,096人）。

このほか、障害のある子供を受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業や、障害児保育を担当する保育士の資質向上を図るための研修を実施している。

また、幼稚園においても、特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備するための経費の一部を国が補助するとともに、公立幼稚園において地方財政措置による特別支援教育支援員の配置を進めるなど、障害のある子供の受入れ体制の整備促進を図っているところである。

さらに、障害のある子供に対して、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づき、日常生活における基本動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行う児童発達支援等を実施している。また、保育所等訪問支援の実施により、障害の有無にかかわらず、保育所等の育ちの場で全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図っている。このほか、従来から引き続き、家族が休息などができるよう一時的に預かって見守る日中一時支援等を実施している。

関係機関の連携の強化による支援の実施

障害のある子供やその家族を支えるため、乳幼児期を含めたライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことができる地域の支援体制の確立を図ることが必要である。

また、障害のある子供には、その時々に応じて、保健、医療、福祉、教育及び労働など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者の連携システムを構築

していく必要がある。

2015（平成27）年度より、障害福祉サービス等において、児童発達支援センター等の専門的療育を実施する事業所と保育所、小学校、就業時における企業等との連携を報酬上評価すること等により関係機関の連携の強化を図っているところである。

2016（平成28）年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）により、児童福祉法第56条の6第2項が新設され、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の連携促進を図ることが努力義務とされたところである。併せて、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、地方公共団体において、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられた。

また、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新たに2017（平成29）年度予算において、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することとしている。

発達障害児への支援の充実

発達障害児への支援については、2016（平成28）年通常国会（第190回国会）において「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部が改正されたことを踏まえ、発達障害者の乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに対応する一貫した切れ目のない支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、都道府県・指定都市に、保健、医療、福祉、教育、労働に関する機関が参加する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害児の支援体制に関する課題について情報を共有する等、関係機関の連携の緊密化を図ることとしている。

また、関係機関等が発達障害児の特性に沿った対応ができるよう助言等を行う発達障害者地域支援マネージャーの配置を推進するとともに、発達障害児の早期発見に有効とされるスクリーニングツールの導入を促進している。加えて、発達障害児の子育てに関する相談、助言を行うペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などからの相談、助言を行う者）の養成等を実施している。

そのほか、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所、放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、地域における発達障害児に対する支援体制の充実を図っている。

「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

特別支援教育の推進

2014（平成26）年に批准した障害者権利条約を踏まえた特別支援教育推進のため、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において適切な指導及び必要な支援が行われている。

通級による指導については、従来小・中学校において制度化されていたところ、2016（平成28）年12月には、2018（平成30）年度から高等学校においても通級による指導が実施できるよう、省令等の改正を行った。

また、障害のある子供に適切な指導や必要

な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題であるため、大学等への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上に取り組むとともに、「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」等の各種事業の実施や、障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置のほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究・研修、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「支援機器等教材ポータルサイト」、「発達障害教育情報センター」を通じた情報提供等による、特別支援教育の推進を図っている。

（ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援）

地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）においては、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして若者の就業と自立に向けた支援を行っていくため、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、子供・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要とされている。

このため、内閣府では「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しており、2017（平成29）年4月1日現在、105か所の地方公共団体に子ども・若者支援地域協

議会が設置されている。また、困難を有する子供・若者に対する支援に携わる人材養成を図るため、アウトリーチ（訪問支援）研修を始めとする各種研修を実施している。

遺児への支援

東日本大震災被災地の子供と家族に対する健康・生活支援として、2014（平成26）年度に「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を創設、2015（平成27）年度より復興庁所管の被災者健康・生活支援総合交付金内の事業として引き続き計上し、児童精神科医等が巡回相談により子供の心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006（平成18）年10月に施行された「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

定住外国人の子供に対する就学支援

2016（平成28）年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する

外国人児童生徒の数は8万119人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2014（平成26）年5月現在で2万9,198人であり、前回調査の2012（平成24）年度と比べて2,185人（約8.1%）増加しており、多数在籍している。

外国人については、保護者が希望する場合には、その子供を公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができ、その支援のために以下のような施策を行っている。

・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備等に関する取組を支援する事業を実施

・就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施

・従来、日本語指導を含む個別の課題解決のために、各都道府県からの申請に応じ、教職員定数を加配措置していたが、2017（平成29）年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、2017年度以降、加配定数を基礎化し、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の定数を算定することとした。

・独立行政法人教職員支援機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受け入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした実践的な研修を実施

・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則を一部改正、2014年1月14日公布、4月1日施行）

4 子供の貧困

子供の貧困対策

子供の貧困対策については、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、2014（平成26）年1月17日に施行した。本法では、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

本法を踏まえ、政府は、同年8月29日「子供の貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定）した。当該大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めている。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立のためには、①支援が必要な者に行政のサービスを十分行き届けること、②複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った伴走型の支援を行うこと、③ひとりで過ごす時間が長い子供たちに対し、学習支援も含めた温かい支援を行うこと、④安定した就労を実現することなどが重要であり、2015（平成27）年12月に「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定し、就業により自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施することとした。

また、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、希望する教育を阻む制約の克服や子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化のための施策などについて、今後を見据えてどのように展開していくか示さ

れたところである。

社会全体で応援する取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省は、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。（第2-2-9図）

主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する助成等があげられる。

このうち、支援情報の活用については、支援に関する情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる

第2-2-9図

子供の未来応援国民運動 広報啓発ポスター



資料：内閣府資料

総合的な支援情報ポータルサイト¹の整備を行っている。

支援団体と企業等とのマッチングに関しては、地域において官民公の顔の見えるネットワークを構築し、交流・連携を促進することで、支援が必要な方に確実に支援が届けられるようにするため、各地で「子供の貧困対策マッチングフォーラム」を開催したほか、学習支援、子ども食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったりする、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足させた。また、支援リソースと支援ニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトも整備している。

「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、2016（平成28）年9月末時点で約7億円の寄付が寄せられ、同年7月に行った公募に申請のあった535団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て86団体を選定し、同年10月に支援金の交付が決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関、企業、NPO等との地域ネットワークの形成やその活用に取り組むのを後押ししており、2016年度は交付金の活用促進の観点から既存の実態調査の活用などにより必ずしも段階的な事業実施を求めずに地域

ネットワークの形成やその活用に取り組んでもらえるようにするなど交付要件の弾力化等を実施したところである。

調査研究等

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。大綱においては、子供の貧困対策をさらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実態について検討することとされている。

2016（平成28）年度は、内閣府において、子供の貧困の実態、関係施策の実施状況その他支援の状況、対策の効果等を数量的に示しうる統計データや先行研究を収集し、その結果を踏まえ、指標についてより一層体系化すべく、子供の貧困対策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行い、指標見直しに当たっての一定の方向性について整理した。

沖縄の子供の貧困対策

深刻な状況にもかかわらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施しており、県内で支援員105人を配置、居場所122箇所を開所している。（2017（平成29）年2月1日時点）

1 <http://www.kodomohinkon.go.jp/>

5 教育

キャリア教育の推進

若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、調査研究を踏まえ教材を作成し、ライフデザイン構築のための学びを推進している。

「ニッポン一億総活躍プラン」においては、ライフプランニング、キャリア形成支援として、高校生に対し、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、実践的教材を用いた学習の実施や、乳幼児触れ合い体験等の体験交流活動の強化に取り組むこととされた。これを受け、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連携して取組を進めることとした。高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、文部科学省において教材の作成に向けた調査研究を実施し、それらを踏まえ、3府省において教材の内容の検討を行うとともに、地方公共団体に対し、乳幼児触れ合い体験の推進について周知を行った。

学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高等学校の保健体育の啓発教材「健康な生活を送るために」の改訂にあたり、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んでいる¹。

性に関する科学的な知識の普及

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、性感染症に関する特定感染症予防指針においては、性感染症は、10代半ばから20代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあっては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じて性に関する科学的な知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

政府においては、学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行ったところである。

1 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にできる心情を育むことや、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2017（平成29）年3月に改訂した、小・中学校学習指導要領においては、例えば、小学校家庭科では、家庭生活が家族の協力によって営まれていることや、中学校技術・家庭科では、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることや、介護など高齢者との関わり方について理解することなどについて、教育内容の充実が図られたところである。なお、高等学校の学習指導要領については、2017（平成29）年度中に改訂を予定しているところである。

・乳幼児と触れ合う機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、触れ合うことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成している。

・学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子供や家庭について考え、子供とともに育つ機会を提供するとともに、国民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深められるようにすることが重要である。学校教育においては、子供たちに乳幼児との触れ合いの機会を提供し、将来親となった際に必要となる子育ての態度を育てるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、道徳教育用教材「私たちの道徳」の活用を推進するとともに、「特別の教科 道徳」の新設等を通して、道徳教育の一層の推進を図っている。家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。